

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年8月13日(2020.8.13)

【公開番号】特開2018-183260(P2018-183260A)

【公開日】平成30年11月22日(2018.11.22)

【年通号数】公開・登録公報2018-045

【出願番号】特願2017-85198(P2017-85198)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 C

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月3日(2020.7.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技が可能な遊技機であって、

前面が開放された本体と、

前記本体の前面を開閉可能な開閉扉と、

音を出力可能なスピーカと、

前記スピーカの背面側に空間部が形成されるように覆うエンクロージャと、

貯留部に貯留された遊技媒体を払出すための払出装置と、

中空の箱状に形成され、上方に前記払出装置が設けられる設置台と、を備え、

前記エンクロージャは、外縁に複数の取付部を有し、該複数の取付部を前記開閉扉の背

面にネジで固定することで前記開閉扉の背面側に突出するように設けられ、

前記本体には、該本体に設置される遊技部品または遊技部品の設置部が配置されない空
間であって、前記開閉扉を閉鎖したときに前記エンクロージャが収容される収容部が設けられ、

前記収容部は、前記本体の底面と前記設置台の側壁とにより前記エンクロージャを囲む
ように収容可能な空間である、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

遊技機の一例であるスロットマシンにあっては、前面が開放された筐体と、前面を開閉
する前面扉と、を備えており、この種のスロットマシンにおいては、スピーカと、該スピ
ーカからの音響を前面扉に設けられた音孔に導く筒状の音通路部材と、が筐体内に設けら
れ、前面扉により筐体の前面を閉鎖時に、筐体側のスピーカ及び音通路部材と、前面扉側
の音孔と、が連通するように構成されたもの等があった（例えば、特許文献1参照）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

【特許文献1】特開2013-165748号公報

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

上記特許文献1に記載のスロットマシンには問題があった。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、このような問題点に着目してなされたもので、音響性能が高い遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

(A)遊技が可能な遊技機であって、

前面が開放された本体と、

前記本体の前面を開閉可能な開閉扉と、

音を出力可能なスピーカと、

前記スピーカの背面側に空間部が形成されるように覆うエンクロージャと、

貯留部に貯留された遊技媒体を払出すための払出装置と、

中空の箱状に形成され、上方に前記払出装置が設けられる設置台と、を備え、

前記エンクロージャは、外縁に複数の取付部を有し、該複数の取付部を前記開閉扉の背面にネジで固定することで前記開閉扉の背面側に突出するように設けられ、

前記本体には、該本体に設置される遊技部品または遊技部品の設置部が配置されない空間であって、前記開閉扉を閉鎖したときに前記エンクロージャが収容される収容部が設けられ、

前記収容部は、前記本体の底面と前記設置台の側壁とにより前記エンクロージャを囲むように収容可能な空間である。

手段1の遊技機は、

遊技が可能な遊技機(例えば、スロットマシン1)であって、

各々を接続することにより一のフレーム体を形成可能であり(例えば、筐体1aが組み立てられた際には、隣接する第1フレーム301～第8フレーム308同士がそれぞれ接続されて一のフレーム体を構成する。図15、図16、図39参照。)、導電性を有する複数のフレーム(例えば、第1フレーム301～第8フレーム308)と、

前記複数のフレームを介して組付けることで前面が開放された本体(例えば、筐体1a)を構成する複数の板部材(例えば、上板1A、左側板1B、右側板1C、底板1D、背板1E)と、

前記本体に設けられ電気部品を含む遊技部材(例えば、遊技制御基板40を収納する遊技制御基板ケース350/リール中継基板及びリールLED中継基板を収納するリール中

継基板ケース 360 が設けられたリールボックス 340) と、

前記遊技部材を前記複数の板部材のうち少なくとも一の板部材（例えば、背板 1E）に取付けるための取付部材（例えば、固定ベース 320 / 上リール支持金具 310）と、
を備え、

前記取付部材は、導電性を有し、前記複数のフレームのうち少なくとも一のフレームに接している（例えば、第 5 フレーム 305L の第 5 背板部 305b の上部には、上下方向を向く上下一対の回動軸 320a を有する金属製の固定ベース 320 が前面側から取付けられている。図 12 ~ 図 15 参照。／上リール支持金具 310 の左端が第 5 フレーム 305L における被取付部 305c に固定され、上リール支持金具 310 の右端が第 5 フレーム 305R における被取付部と固定されている。図 14 参照。）

ことを特徴としている。

この特徴によれば、各板部材に対応するフレーム同士を接続して一のフレーム体を形成することにより複数の板部材が連結されるので本体の強度が向上するとともに、遊技部材を取付部材を介して一のフレーム体に接地できるため、静電気などにより遊技部材に不具合が生じることを抑制できる。